

仕 様 書

1 業務名

第 51 回鶴見区民まつりに係る警備業務委託

2 業務目的

大阪市鶴見区役所は、鶴見区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域、各種団体、行政及び企業が協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心ふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして、区内最大規模のコミュニティイベントである第 51 回鶴見区民まつりを開催する。

本業務は、第 51 回鶴見区民まつりの開催に必要な会場内の安全確保等を目的に警備業務を行うものである。

3 履行場所

花博記念公園鶴見緑地

4 契約期間および履行（予定）日

契約期間：契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

履行（予定）日：令和 7 年 10 月 4 日（土）～ 5 日（日）

5 区民まつり概要

日時 令和 7 年 10 月 5 日（日）午前 10 時から午後 3 時まで（開会式は午前 9 時 30 分から）

※雨天決行（荒天中止）

場所 花博記念公園鶴見緑地

（ハナミズキホール（水の館ホール）、花博記念ホール（陳列館ホール）、附属展示場、鶴見スポーツセンター、中央通、くすのき通及び中央広場）

内容 鶴見区民等が交流し、ふれあいの輪を広げ、楽しく笑顔で 1 日を過ごすことのできるよう、出店ブース（飲食店・縁日）、屋内ステージ（音楽・舞踊等）、パレードを実施する。

6 業務内容

別紙「第 51 回鶴見区民まつりの警備に係る特記仕様書」に基づき、花博記念公園鶴見緑地（中央通、くすのき通及び中央広場）内における巡回警備、中央口の来場者誘導及び附属展示場各ゲートの搬入搬出車両の誘導・整理を行うこと。

7 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等、関係法規・基準類等を遵守すること。

8 事前打合せ

受注者は、契約後直ちに次の事項について発注者と事前打合せを行うこと。なお、事前打合せは大阪市鶴見区役所で1回程度を想定している。

- (1) 計画（各種内容・実施スケジュール等）
- (2) 業務実施における注意事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

9 提出書類等

- (1) 受注者は、契約後、発注者との打合せの後、業務計画書及び体制図を作成し、速やかに発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり車両を使用する場合は、業務実施日の3日前までに、搬入・搬出に係る車両を発注者へ報告を行うこと。
- (3) 受注者は業務完了後10日以内に業務完了届を提出すること。業務完了届には、業務実施日、業務内容、最終体制図等を報告書として添付すること。

10 契約金額

契約金額は、現場経費、現場消耗品費等、本業務を執行するために必要な一切の経費とする。

11 その他

- (1) 見積書提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、発注者の解釈によるものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に明示のない場合又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- (3) 受注者は、本業務が大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市の定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

12 担当

大阪市鶴見区役所市民協働課 徳・荒木

住所：大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 電話番号：06-6915-9166

【別紙】第 51 回鶴見区民まつりの警備に係る特記仕様書

1 履行場所

花博記念公園鶴見緑地内の別図に示す敷地内範囲

2 履行日程

令和 7 年 10 月 5 日（日）

3 警備概要

花博記念公園鶴見緑地内（別図）の配置において、来場者の安全確保及び自転車等の誘導・整理を行うとともに、第 51 回鶴見区民まつり従事者等の搬入車両等の乗入れ時に許可証を確認し誘導を行う。

(1) 警備員の業務内容

- ① 搬入・搬出車両の誘導・整理及び通行許可証の確認
- ② 搬入・搬出車両通行時の歩道及び会場内の安全確保
- ③ 来場者・通行者の誘導及び安全管理
- ④ 夜間警備及び設置物等の安全対策
- ⑤ 駐輪・通行マナー向上に向けた啓発
- ⑥ パレードルート確保及び警備

(2) 警備員の従事体制及び従事時間

従事日	配置場所	従事時間	必要人員	業務内容
10月4日	配置図（別図 破線内エリア）	午後 7 時～翌午前 7 時	2 名以上	④
10月5日	配置図（別図 Aエリア）	午前6時30分～午後 5 時30分	1 名以上	②③⑤
	配置図（別図 Bエリア）	午前6時30分～午前9時30分	1 名以上	②③⑤
		午後 3 時～午後 5 時30分	1 名以上	
	配置図（別図 Cエリア）	午前6時30分～午前9時30分	2 名以上	①② ③⑤
		午前 9 時30分～午後 3 時	1 名以上	
		午後 3 時～午後 5 時30分	2 名以上	
	配置図（別図 Dエリア）	午前 8 時30分～午後 3 時30分	2 名以上	③⑤
	配置図（別図 Eエリア）	午前6時30分～午前9時30分	1 名以上	②③⑤
		午後 3 時～午後 5 時30分	1 名以上	
	配置図（別図 Fエリア）	午前 9 時30分～午後 3 時	5 名以上	③⑥

※ただし、勤務の交代や休憩時間帯など、警備に支障のない範囲内で配置調整することは可能とするが、必要人員を下回ることがないようにすること。

(3) 作業要領

- ア 従事時間中は配置箇所をむやみに離れないこと。
- イ 来場者には親切丁寧に対応することとし、節度と品位のある対応を行い来場者に不快感、不信感を持たれないようにすること。
- ウ 会場内での自転車の走行は危険であるため、押し歩きの協力依頼をすること。
- エ 搬入搬出車両の走行時は、歩行者や自転車の通行を優先し安全確保を図ること。
- オ 不審物を発見した場合には、発注者の指定する担当者へ通報し、その指示を受け対応を行う等、適切な処置に努めること。

4 その他

- (1) 警備については、警備業法を順守し、十分注意して業務を遂行すること。
- (2) 警備にあたり必要な許可等にかかる届出は、受注者が行い、書面で提出すること。
- (3) 警備員の人数や検定取得者の有無を記載した警備計画書を提出すること。

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先: 06-6915-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先: 06-6915-9625)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先: 06-6915-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者: 大阪市 受注者: 委託先事業者)

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること